

福島県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定等事務処理要領

最終改正 平成28年10月31日

(趣旨)

第1条 県は、福島県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき、福島県私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の受給資格認定等に係る事務について、次のように定める。

(受給資格の認定及び通知等)

第2条 交付要綱第2条に規定する私立高等学校等の生徒のうち、交付要綱第4条に該当する者は、学び直し支援金を受けようとするときは、その在学する私立高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて、知事に対し、保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する保護者等をいう。）の課税証明書等（政令第1条第2項に規定する市町村民税所得割の額を明らかにすることができる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。）を添付した福島県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号。）（以下「認定申請書等」という。）を知事が別に定める提出期限までに提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 学校設置者は、認定申請書等に基づき、支給要件及び加算要件を確認し、福島県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請者一覧（様式第2-1号又は第2-2号）を作成し、認定申請書等とともに県に提出するものとする。
- 3 知事は、前2項の規定による申請に基づき、学び直し支援金の受給資格の認定又は不認定を決定したときは、福島県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定結果一覧（様式第3-1号又は第3-2号）により学校設置者へ通知し、学校設置者は当該結果を「福島県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について（様式第4-1号又は第4-2号）」により生徒に通知するものとする。
- 4 1単位当たりの授業料を設定している場合は、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額とし、通算の支給上限単位数（74単位）及び年間の支給上限単位数（30単位）は設定しないものとする。
- 5 支給額算定の過程において授業料月額に1円未満の端数が生じるときは、端数を切り捨てるものとする。この場合において、学び直し支援金支給額と授業料額との間に差額が生じるときは、各月の端数の計が1円以上となるたびに上乗せし差額が生じないようにするものとする。
- 6 授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援金の額となる。

(受給資格の消滅及び通知)

第3条 学校設置者は、第2条の規定により学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）が、退学、除籍、転学、卒業、修了及び学び直し支援金の対象となる高等学校等に在学した期間が通算して24月を超えた場合などの理由により学び直し支援金に係る受給資格を失うときは、知事に対し、福島県私立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅届出者一覧（様式第5号）により速やかに届出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出に基づき、福島県私立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅者一覧（様式第6号）により学校設置者へ通知し、学校設置者は当該結果を「福島県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について（様式第7号）」により受給資格認定者に通知するものとする。

(収入状況の確認及び通知等)

第4条 受給資格認定者は、学校設置者を通じて、知事に対し、保護者等の課税証明書等を添付した福島県私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（様式第1号。）

（以下「収入状況届出書等」という。）を、毎年度知事が定める期限までに提出し、確認を受けなければならない。

2 学校設置者は、収入状況届出書等に基づき、支給要件及び加算要件を確認し、福島県私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧（様式第8-1号又は第8-2号）を作成し、収入状況届出書等とともに県に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定による届出に基づき、所得制限基準該当性及び支給額について判定し、その結果について、福島県私立高等学校等学び直し支援金収入状況審査結果一覧（様式第9号）により、学校設置者を通じて、受給資格認定者に対し通知するものとする。

4 前項の規定により、所得制限となった受給資格認定者に対し、学校設置者は、「福島県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について（様式第10号）」により通知するものとする。

5 1単位当たりの授業料を設定している場合は、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額とし、通算の支給上限単位数（74単位）及び年間の支給上限単位数（30単位）は設定しないものとする。

6 支給額算定の過程において授業料月額に1円未満の端数が生じるときは、第2条第5項の規定を準用するものとする。

7 授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援金の額となる。

8 知事は、受給資格認定者が、正当な理由なく収入状況届出書を第1項に規定する期限までに提出しないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。

9 前項に規定する支払の一時差し止め期間は、原則として第1項に規定する提出期限の属する年度の7月から翌年度の6月までとし、当該提出期限を超過して収入状況届出書等の提出があった場合は、提出のあった翌月分から支給することができる。

- 10 知事は、第8項の規定による差し止めを決定したときは、学校設置者を通じて、当該受給資格認定者へ「福島県私立高等学校等学び直し支援金の支払の一時差し止めについて（様式第11号）」により通知するものとする。
- 11 受給資格認定者は、保護者等について変更があったときは、学校設置者を通じて、収入状況届出書等を速やかに知事に提出しなければならない。

（支給停止及び再開の申出等）

- 第5条 受給資格認定者は、休学により学び直し支援金の支給を一時停止するときは、「福島県私立高等学校等学び直し支援金支給停止申出書（様式第12号）」を、その在学する学校設置者を通じて知事に提出するものとする。
- 2 学校設置者は、「福島県私立高等学校等学び直し支援金支給停止申出者一覧（様式第13号）」を作成し、前項の申出書とともに県に提出するものとする。
 - 3 第1項の申出をした日（当該申出が学校設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から支給を停止するものとする。ただし、停止の申出の提出があった日が月の初日である場合には、当該月から支給を停止するものとする。
 - 4 知事は、前項による申出に基づき、学び直し支援金の支給を一時停止したときは、「福島県私立高等学校等学び直し支援金支給停止者一覧（様式第14号）」及び「福島県私立高等学校等学び直し支援金の支給の停止について（様式第15号）」により、学校設置者を通じて、当該受給資格認定者へ通知するものとする。
 - 5 受給資格認定者は、第1項の規定による申出の後、復学により学び直し支援金の支給を再開するときは、福島県私立高等学校等学び直し支援金支給再開申出書（様式第16）に収入状況届出書等を添付して、学校設置者を通じて知事に提出するものとする。ただし、停止時の所得確認期間内の再開であり、かつ、保護者等に変更がなく、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、再開の申出書のみを提出すれば足りるものとする。
 - 6 学校設置者は、福島県私立高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧（様式第17-1号又は第17-2号）を作成し、前項の申出書とともに県に提出するものとする。
 - 7 第5項の申出をした日（当該申出が学校設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から支給を再開するものとする。ただし、再開の申出の提出があった日が月の初日である場合には、当該月から支給を停止するものとする。
 - 8 知事は、前項による申出に基づき、学び直し支援金の支給を再開したときは、福島県私立高等学校等学び直し支援金支給再開者一覧（様式第18号）及び「福島県私立高等学校等学び直し支援金の支給の再開について（様式第19号）」により、学校設置者を通じて、当該受給資格認定者へ通知するものとする。

（その他）

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の受給資格認定等に関し必要な事項は国が定める高等学校等就学支援金事務処理要領を準用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年度の補助金等から適用する。
- 2 福島県私立高等学校等学び直し支援金（学び直しへの支援）実施要領（平成27年3月6日制定）は、廃止する。